地方税法第３１４条の７第１項第４号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続等を定める要綱　**（案）**

（目的）

第１条　この告示は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の７第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するために必要な手続等を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「指定特定非営利活動法人」とは、指定（特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を地方税法３１４条の７第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。）を受けた特定非営利活動法人をいう。

（申出をすることができる特定非営利活動法人）

第３条　地方税法第３１４条の７第３項に規定する申出をすることができる特定非営利活動法人は、地方税法第３７条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成２４年神奈川県条例第３９号。以下「県指定条例」という。）別表に掲げる者とする。

（指定の申出）

第４条　特定非営利活動法人は、地方税法第３１４条の７第３項に規定する申出をするときは、指定特定非営利活動法人指定申出書（第１号様式。以下「申出書」という。）を市長に提出するものとする。

２　申出書には、地方税法第３７条の２第１項第４号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成２３年神奈川県条例第４８号。以下「県手続条例」という。）第７条第１項に基づく指定の通知の写し及び第３条第１項の規定により神奈川県知事に提出した申出書の写しのほか、同条第２項各号に掲げる書類の写しを添付するものとする

（指定のために必要な手続）

第５条　市長は、申出書を提出した特定非営利活動法人が第３条の規定に該当することを確認した場合は、市の指定に係る必要な手続を行うものとする。

　（指定の通知等）

第６条　市長は、指定をしたときはその旨を、前条の手続きを行わないことを決定したとき、又は指定がなかったときはその旨及び理由を、申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知するものとする。

２　市長は、指定をしたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び当該指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知するものとする。

1. 名称
2. 代表者の氏名
3. 主たる事務所及び神奈川県内の事務所の所在地
4. 指定の効力を生じた年月日
5. 当該指定特定非営利活動法人が現に行っている事業の内容
6. その他市長が別に定める事項

（指定の更新の申出）

第７条　指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日（この条に規定する申出をし、指定の更新を受けた場合にあっては、当該更新後の指定の効力を生じた日）から起算して５年を経過した日以後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする指定特定非営利活動法人は、県指定条例別表に新たな有効期間が掲げられた後、速やかに、指定特定非営利活動法人指定更新申出書（第２号様式）により、市長に指定の更新の申出をするものとする。

２　第４条第２項、第５条及び前条の規定は、前項の指定の更新の申出について準用する。

（変更等の届出）

第８条　指定特定非営利活動法人は、役員名簿若しくは定款又は第６条第２項各号（第４号を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、指定特定非営利活動法人変更届出書（第３号様式）により、その旨を市長に届けるものとする。

２　前項の届出が第６条第２項第１号又は第３号（主たる事務所の所在地に係るものに限る。）に掲げる事項の変更によるものであるときは、市長は、指定に係る特定非営利活動法人の名称等の変更のために必要な手続を行うものとする。

（指定特定非営利活動法人の合併）

第９条　指定特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、県指定条例別表に合併後の内容が掲げられた後、速やかに、指定特定非営利活動法人合併申請届出書（第４号様式）により、その旨を市長に届け出るものとする。

２　第４条第２項、第５条及び第６条の規定は、前項の指定特定非営利活動法人の合併の届出について準用する。

（法人及び事業の概要報告書の提出）

第１０条　指定特定非営利活動法人は各事業年度終了の日の翌日から３月以内に、神奈川県知事に提出した県手続条例第１５条第1項に規定する法人及び事業の概要報告書の写しを市長に提出するものとする。

（指定の取消しのために必要な手続を行う基準等）

第１１条　市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うものとする。

1. 県指定条例別表から削除されたとき。
2. 指定特定非営利活動法人から市の指定の取消しの申出があったとき。
3. 第７条第１項の指定の更新の申出をしなかったとき。
4. 指定特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときを除く。）

２　前項第２号に規定する申出は、指定特定非営利活動法人指定取消申出書（第５号様式）により、その旨を市長に届け出るものとする。

３　市長は、指定を取り消したときは、指定が取り消された特定非営利活動法人に対し、その旨及び理由を、速やかに書面により通知するものとする。

４　市長は、市の指定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその理由を周知するものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　附　則

　この要綱は、平成２６年　　月　　日から施行する。